

令和6年4月

委託先研究機関 御中

国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)
国際部

他機関に所属する研究者を委託研究へ従事させる場合の取扱いについて (連絡)
(誓約書 雛形のご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、JST地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) に対しまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本事業は以下の文書等に基づく国際共同研究として実施されておりますことから、これら文書による相手国との合意内容の遵守の必要性については、平成20年に事業を開始して以来、委託研究契約書において予めご了解をいただいているところです (参照：委託研究契約書 別記4 特別条項 第3条、第4条)。

1. 討議議事録 (R/D: Record of Discussions)	独立行政法人国際協力機構 (JICA) と相手国研究機関等の中で作成・署名された文書
2. 合意文書 (CRA: Collaborative research agreement)	研究代表者の所属機関と相手国研究機関の間で交わした、知的財産権や秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い等を定めた文書

その中で、委託先研究機関に所属していない、他機関に所属する研究者を本委託研究に従事させる場合に、上記合意内容および委託契約内容を遵守するために取るべき方策につきましては、これまで各機関からご相談が寄せられるとともに、多くの事例が蓄積されて参りました。

そこで、討議議事録 (R/D)、合意文書 (CRA)、委託研究契約等による取り決め事項の遵守違反に起因する係争等を排除し、適切に国際共同研究を遂行いただく目的で、JST顧問弁護士の指導のもと、他機関に所属する研究参加者が遵守すべき基本的な項目を取りまとめ、下記のとおり「誓約書 (雛形)」として公開し、活用いただけるようここにご案内いたします。

以上の趣旨をご理解いただき、他機関に所属する研究者を本委託研究に従事させる場合には、貴機関の責任において、他機関 (および他機関の研究者) より誓約書等の提出を受けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

他機関に所属する研究者を委託研究へ従事させる場合の取扱いについて

1. 参加の条件（誓約書等の作成）

JSTと委託研究契約を取り交わした研究機関に所属^(※1)していない、他機関に所属する研究者を本委託研究に参加させる場合は、討議議事録（R/D）、合意文書（CRA）、委託研究契約等による取り決め事項の遵守違反に起因する係争等を排除するために、JSTの同意を得た上で^(※2)、研究機関が責任を持って、当該研究者が所属する他機関から誓約書等の提出を受けてください（参照：委託研究契約書 別記4 特別条項第3条(4)）。

（※1）所属とは、雇用契約を締結していること（派遣契約、非常勤任用等を含む）、学籍を有することを指します。

（※2）研究計画書（様式C「研究参加者一覧（研究機関別）」）のJST承認をもって、同意といたします。

2. 誓約書等作成時の注意点

誓約書等作成にあたっては以下の点に注意し、各研究機関の知財部門やTLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）等と相談しながら検討してください。

- （1）誓約書等は当事者である研究機関と、当該研究者が所属する他機関の責任で交わしてください。
- （2）討議議事録（R/D）、合意文書（CRA）、委託研究契約等による取り決め事項を優先することとし、矛盾・齟齬のないように作成してください。
- （3）誓約書の雛形を別添します。当該雛形の条項は、誓約書に入れてください。本雛形の電子ファイルは、次のサイトからダウンロードいただけます。

【URL】 https://www.jst.go.jp/global/keiyaku/researcher_manual.html

3. 問い合わせ先

科学技術振興機構（JST） 国際部 SATREPS グループ
（E-mail：global@jst.go.jp）

以上